（別紙）科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する御意見募集の結果について

寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

| No. | 提出意見 | 提出意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 本改正はディープテック分野への資金供給機能を強化する点で意義がある一方で、制度全体としては「資金供給の拡張」に偏っており、イノベーション政策に不可欠な「動的評価」「退出設計」「再配分機能」が制度として十分に組み込まれていない。<br><br>科学技術政策は本質的に不確実性を伴うため、制度は静的な設計ではなく、<br><br>・定期的に重点領域を更新する動的構造<br>・成果に応じて資源配分を変える再評価構造<br>・失敗から再挑戦へ移行可能な制度構造<br><br>を備えた「動的ポートフォリオ型制度」へと発展させるべきである。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 2 | 選定基準が不明確であると、「特定のVCやスタートアップが優遇されている」との疑念を招く可能性がある。利益相反の管理や審査過程の透明性を十分に確保する必要があるが、選定基準の策定に恣意的な意図が入らないよう策定者の経歴等情報の透明化が求められる。策定者の経歴等情報の透明化も必須にする必要があるのではないか？ | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 3 | 少子高齢化に伴う深刻な人手不足を背景に、ドローンや自動運転車などの機械化・自動化の推進は喫緊の課題である。これら先端技術の実装を加速させるため、以下の通り規制緩和および政府主導の戦略的な産業育成を提言する。<br>機械化・自動化は単なる効率化の手段ではなく、国家の安全保障と国民の命を守るための基盤技術である。日本企業が世界をリードできる環境を政府が主導して整えることを強く求める。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、ご意見は承りました。 |
| 4-1 | 産総研の研究開発成果には、AI、半導体、量子、バイオ等のディープテック分野の技術シーズが含まれており、これらを社会実装につなげるためには、研究機関による直接出資だけでなく、民間ベンチャーキャピタルやファンドとの協働を通じた資金供給及び伴走支援を拡充することが重要であると考えます。<br>その上で、産総研が資金供給等事業を行う者へ出資する場合には、公的研究機関による出資であることを踏まえ、出資先となるベンチャーキャピタル会社又はファンドの選定基準、利益相反管理、出資後の運用状況について、可能な範囲で透明性を確保することを提案します。<br>ファンドを通じた出資は、産総研単独では不足しがちな出資規模や伴走支援体制を補う有効な手段である一方、出資先の選定が不透明であれば、特定の事業者への偏り、産総研の研究成果の社会実装という目的からの逸脱、又は短期的な投資収益の重視に対する懸念が生じ得ます。<br>特に、産総研の出資が民間資金を呼び込む呼び水として機能する場合には、産総研発スタートアップへの実際の出資額、民間資金の誘引効果、伴走支援の内容、技術シーズの事業化・社会実装への貢献状況を、可能な範囲で把握・公表することが望ましいと考えます。<br>もちろん、個別の投資判断、未公開企業の営業秘密、ファンド運営上の機微情報を過度に公開する必要はありません。しかし、少なくとも集計的・類型的な形で、出資先ファンドの選定方針、利益相反を防ぐ体制、産総研発スタートアップへの資金供給実績、社会実装につながった事例等を公表することにより、本制度への信頼性を高めることができると考えます。<br>これにより、公的研究機関の技術シーズを民間資金と結び付ける本改正案の趣旨を活かしつつ、国民から見ても納得感のある制度運用につながると考えます。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 4-2 | 産総研の研究開発成果を活用するスタートアップについて、直接出資だけでなく、ベンチャーキャピタル会社やスタートアップ投資ファンドを通じた資金供給を可能にすることは、出資規模の拡大及び伴走支援機能の強化につながるものと考えます。<br>その上で、本制度が、産総研の出資を呼び水として民間資金をディープテック分野へ誘導し、産総研発スタートアップの創業・成長・社会実装を促進する仕組みとして機能しているかを確認できるよう、成果指標を可能な範囲で整理・公表することを提案します。<br>ファンドを通じた出資では、産総研の資金だけでなく、民間資金、民間ベンチャーキャピタルの目利き、経営支援、人材紹介、次回資金調達支援、大企業との連携支援などを組み合わせることが期待されます。しかし、その効果が見えにくいままでは、公的研究機関による出資がどの程度民間資金を誘引し、どの程度社会実装に結び付いたのかを国民が判断しにくくなります。<br>したがって、個別企業の営業秘密やファンド運営上の機微情報に配慮しつつ、例えば、産総研の出資額に対してどの程度の民間資金が組み合わされたか、産総研発スタートアップへの実際の投資額、追加資金調達につながった件数、研究成果の事業化事例、共同研究や大企業連携につながった事例、雇用創出や国内での事業展開状況などを、集計的・類型的に公表することが望ましいと考えます。<br>また、ディープテック分野では、短期間で売上や利益が出るとは限らず、研究開発、試作、規制対応、量産化、顧客開拓に時間を要する場合があります。そのため、単年度の投資収益だけで評価するのではなく、技術シーズの事業化進展、次段階の資金調達、社会課題への貢献、国内産業基盤の強化など、中長期的な成果指標も併せて確認することが重要であると考えます。<br>これにより、本改正案が単なる出資対象の拡大にとどまらず、産総研の研究開発成果を民間資金と結び付け、国内の科学技術・イノベーション創出を実際に加速させる制度として運用されやすくなると考えます。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 4-3 | 産総研の研究開発成果を活用するスタートアップについて、ベンチャーキャピタル会社やスタートアップ投資ファンドを通じた資金供給を可能にすることは、AI、半導体、量子、バイオ等のディープテック分野における技術シーズの社会実装を進める上で重要であると考えます。<br>その上で、本制度を、単に産総研発スタートアップへの資金供給手段としてだけでなく、民間資金が国内の科学技術・ディープテック分野へ向かう導線を形成する制度として位置付け、国民や民間投資家に対する分かりやすい情報発信を行うことを提案します。<br>近年、NISA制度の拡充などにより、国民が長期的な資産形成や投資に関心を持つ機会は増えています。一方で、一般の個人や中小の民間投資家にとって、国内の研究開発成果、ディープテック・スタートアップ、産総研発の技術シーズが、どのように社会実装や産業競争力の強化につながるのかは分かりにくい面があります。<br>本改正案により、産総研の出資が民間ベンチャーキャピタルやファンドを通じた資金供給に広がるのであれば、その制度運用を通じて、どのような技術分野に資金が向かい、どのような社会課題や産業課題の解決を目指しているのかを、国民にも理解しやすい形で示すことが望ましいと考えます。<br>ただし、NISA等の個人向け資金を高リスクな未公開スタートアップ投資へ直接誘導することには、投資家保護の観点から慎重であるべきです。したがって、まずは個別ファンドや未公開企業への直接投資を促すのではなく、産総研発スタートアップの技術分野、社会実装事例、民間資金の誘引効果、失敗事例を含むリスク、長期的な研究開発の特徴などを、集計的・教育的に公表することが重要であると考えます。<br>これにより、国民の投資意識の高まりを、単なる短期的な金融商品選択にとどめず、国内の科学技術、産業基盤、ディープテック・スタートアップへの理解につなげることができます。また、将来的には、民間資金がより健全な形で研究開発成果の社会実装を支える土壌づくりにも資すると考えます。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 本改正案は、産総研の研究開発成果を社会実装につなげるという目的自体は理解できます。<br>しかし、このままでは、目的は正当である一方、運用段階で判断主体が多段化し、責任が分散し、資金消化と目的達成が混同されるおそれがあります。<br><br>過去の官民ファンド型政策で問題となってきた構造を繰り返さないためにも、出資先選定基準、判断主体、成果評価指標、判断ログ、未達時の是正措置、損失発生時の検証手順、公表範囲をあらかじめ明示する必要があります。<br><br>制度目的が正当であっても、目的達成と資金消化を区別できない制度設計では、公的資金の使途検証が困難になります。<br>産総研の研究成果を真に社会実装へつなげるためにも、制度入口の拡大だけでなく、運用段階における透明性、再現可能性、事後検証可能性を確保すべきです。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。また、内閣府と文部科学省が作成した「研究開発独立行政法人による出資等に係るガイドライン」において、金銭出資は自己収入をその原資とすることを基本としているため、公的資金を出資することは想定しておりません。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 6 | AIが国家安全保障や社会インフラの中枢に組み込まれる時代では、政府によるAI運用を透明化し、濫用を防ぐための「AI憲法」が不可欠です。AIは利便性をもたらす一方、監視や統制に悪用される危険があり、時の政権の判断で暴走しないよう、憲法的な枠組みで制限する必要があります。また、軍事・物流・行政など国家機能を統合的に支える「AI省」を設置し、国産AI基盤の整備と安全保障上の自立性を確保すべきです。<br>特に重要なのは、AI憲法が「外圧をかわす盾」として機能する点です。AI技術は国際的な影響力が強く、外国製AIの導入圧力や軍事AI基準への従属要求が生じる可能性があります。AI憲法によって、AIの軍事利用・データ管理・透明性・監査制度を国内法で厳格に規定することで、外国の基準を受け入れざるを得ない状況を避け、日本のAI主権を守ることができます。これは、戦後日本が憲法9条を盾として国際環境を乗り切ってきた構図に近いと考えます。<br>AI省の設置とAI憲法の制定を同時に進めることで、自由と安全を両立する新しい国家モデルを構築できると考えます。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、ご意見は承りました。 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 1. 技術流出対策における政府の主導的役割の強化<br>重要技術の流出防止を企業任せにすべきではありません。開発初期段階から知的財産権の保護や国際特許戦略を国が積極的に支援する体制を構築してください。研究開発から商業化までの「死の谷」を越える過程で、規制の緩い国による模倣や先行商業化を許すことは、我が国の国際競争力喪失に直結します。国が防波堤となり、国家戦略として技術を守り抜く姿勢を強く求めます。<br><br>2. 先制的な情報把握とビジネスマッチングの推進<br>受動的な支援ではなく、国が開発の萌芽段階から技術の動向を把握する体制を構築すべきです。商工会や経済団体と連携し、開発中の技術情報を機微に触れない範囲で戦略的に共有・マッチングすることで、国内企業間でのシナジーを創出してください。点在する技術の結合がイノベーションを加速させます。<br><br>3. オープンイノベーションプラットフォームの構築<br>技術開発における「ボトルネック」や「技術的課題」を安全かつ効率的に共有できる、官民一体のプラットフォームを構築してください。異業種や零細企業、アカデミアが持つ知見を掛け合わせることで、技術課題の早期解決と、埋もれている技術の活用が可能になります。繋がりが希薄な現状を打破する環境整備を急務とします。<br><br>4. イノベーション創出のための大胆なインセンティブ設計<br>形式的なイベント開催に予算を割くのではなく、懸賞金5,000万円規模の「全国民発明大会」を政府主催で開催するなど、国民がイノベーションに対して強い意欲と夢を持てる施策を講じてください。話題性を喚起し、多くの挑戦を生む仕組みが必要です。<br><br>5. 発明者への正当な報酬と報奨制度の法制面からの指導<br>現状の日本は、キオクシアでも開発者よりも後から来た海外の取締役がストックオプションにより億万長者になるなど発明者に対するインセンティブが決定的に不足しています。企業主導の開発体制下では、実際の開発者が生み出した利益が一部の経営層に偏り、開発者が正当に報われない事例が散見されます。発明が個人の一生を支えるような「夢」のある報酬体系を構築するため、企業に対する開発者への還元を促すガイドラインの策定や、法制面からの強力な指導を求めます。<br><br>今回の提言は、日本の技術力を未来へつなぎ、次世代に希望を与えるための構造改革であると考えます。政府による強力なリーダーシップと、制度の抜本的な見直しを強く望みます。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 科学技術の保護は「事前の厳しさ」が不可欠<br>科学技術は国家の基盤であり、研究成果の流出は国力の低下に直結します。今回の政令案は理念や枠組みの提示に留まり、実効性ある安全装置が十分に備わっていません。日本がこれまで繰り返してきた「問題が起きてから処分する」後追い型の行政運用を改め、事前規制を強化し、制度の穴を塞ぐことが不可欠です。<br><br>本政令案は、現状のままでは科学技術の保護とイノベーションの健全な発展を十分に担保できないと考えます。制度の抜本的な見直しと、事前規制の強化を強く求めます。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、ご意見は承りました。 |
| 9 | 産総研の研究成果を社会実装につなげることは重要ですが、そのために公的資金を民間VC又はファンドへ拠出するのであれば、通常の民間投資よりも高い透明性、説明責任及び経済安全保障上の管理が必要です。<br><br>今回の政令改正は、産総研の出資対象を「各号」に広げる短い改正であり、出資対象の拡大自体は明確である一方、資金流出、技術流出、成果評価及び支出打切りに関する条件は政令本文に示されていません。<br><br>したがって、海外企業及び海外ファンドへの資金流出を原則禁止し、重要技術の国外移転防止措置を義務付けるとともに、成果目標、定期評価、支出停止、追加出資禁止、資金回収及び制度終了の基準を明確にした上で、本制度を実施することを要望します。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 10 | 単なる出資金の分散にならないようにしてくださいね。大成功するには多額の資金が必要です。小粒では上手くいきません。 | 本改正は、研究開発成果の社会実装の促進を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において出資及び人的・技術的支援の対象として定められている者の範囲内で、産業技術総合研究所による支援対象を拡大するものです。<br>いただいたご意見は今回の改正内容に直接関係するものではありませんが、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |